

平成25年第3回安堵町議会定例会会議録

(最終日)

日時 平成25年9月13日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 9名

3 欠席議員 1名

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博 書記 吉 川 明 宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	磯 部 あさみ
理事(事業部門)	北 門 康 幸	会計管理者	喜 多 君美代
総合政策課長	堀 川 雅 央	総務課長	近 藤 善 敬
税 務 課 長	中 野 彰 宏	住 民 課 長	堀 口 善 友
健康福祉課長	(民生部門理事兼務)	人権同和対策課長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上下水道課長	(事業部門理事兼務)

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 総務産業建設常任委員会委員長報告について
 - 日程第 2 文教厚生常任委員会委員長報告について
 - 日程第 3 一般会計決算審査特別委員会委員長報告について
 - 日程第 4 特別会計等決算審査特別委員会委員長報告について
 - 日程第 5 発議第 1 号：速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進
する意見書
 - 日程第 6 発議第 2 号：道州制導入に断固反対する意見書
 - 日程第 7 一般質問
 - 日程第 8 議員派遣について
 - 日程第 9 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 10 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 11 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 12 諸般の報告
-

開 会 午前10時

議長（山岡 敏）

ただ今の出席議員9名でございます。

本日の欠席議員は松本議員であります。

定数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

議長（山岡 敏） まず日程第1「総務産業建設常任委員会委員長報告について」を議題とします。

去る、4日の本会議において、議案第3号、町道路変更についてを総務産業建設常任委員会に付託したもので、委員長の報告を求めます。

3番（植田英和） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、総務建設産業常任委員会委員長、植田委員長。

（植田委員長、登壇）

3番（植田英和） おはようございます。3番、植田英和。

総務産業常任委員会に付託された、議案第3号、道路変更について、来る9月9日に委員会をひらきました。その結果を報告いたします。

総務産業建設常任委員会に付託されました案件について審議した結果を報告いたします。

去る4日に付託されました案件の審査にあたるため、9日に当委員会を開催いたしました。

まず、担当課長から付託案件について説明を受けたあと、審議に入り、各委員より活発に審議がありました。

慎重に審議した、採決した結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

また、現在の町道認定基準以下にある道路幅員の町道の維持管理について、早急に要綱を作成するとの回答がありました。

以上、総務産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（山岡 敏） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより議案第3号：「町道路線の変更について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） 起立全員です。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 日程第2「文教厚生常任委員会委員長報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、田中委員長。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はいどうぞ。

（田中委員長、登壇）

9番（田中幹男） おはようございます。9番田中でございます。

去る9月10日文教厚生常任委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

出席者は、福井委員、島田委員、浅野委員、で副委員長の松田委員、で委員長の私田中、5名中5名の出席で行われております。オブザーバーとして山岡議長、説明員として楮山教育長、辻井教育主幹、中野教育主幹、そして小林設計事務所より2名の方が来られ、事務局として成瀬局長、吉川書記が出席で行われております。また、多くの人が傍聴されております。

議題については、安堵中学校での給食についてであります。

始めに、辻井教育主幹から、現状と今後のスケジュールについて説明を受けた後、質疑に入りました。各委員全員が発言をし、活発な質疑が行われました。当初1億2千万円が示されていましたが、今回2億7千万円ということが言われ、正直言って一同びっくりしてしまいました。国への補助金申請上最低の本体価格で提示したようですが、この間検討委員会も3回開かれ、金額を提示する機会はいくらでもあったわけですので、明らかになった時点で総額の金額を提示すべきだったと考えます。

また、新たに20キロワットのソーラーシステムが、設置が提示をされ、総額2千万円のうち1,200万円の補助がつき、800万円のできるようになったようであります。

個人の家から比べるとまだ高いような気がしますので、更なる検討をお願いしたいと考えます。また、給食室本体への補助は、当初1,200万円とされておりましたけども、今回4,300万円の内諾を経たとのこと、大変結構なことだと考えます。

一刻も早く臨時議会を開き、補正予算を要求し、議決し、一般競争入札で実施をしてほしいと考えます。それから早急に工事を行い、早期の給食実現へ向けて、文教厚生常任委員会並びに議会としても全力を尽くしたいと考えます。

以上報告を終わります。以上でございます。

議長（山岡 敏） これで田中委員長の報告を終わります。

議長（山岡 敏） 日程第3「一般会計決算審査特別委員会委員長報告について」議題といたします。

去る、4日の本会議において、認定第1号：「平成24年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題と、一般会計決算審査特別委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会

1番（森田 瞳） 議長、採決とらなあかんやん。

議長（山岡 敏） いやあれは採決は、報告だけです。

1番（森田 瞳） 報告だけか。

議長（山岡 敏） はい。

一般会計決算審査特別委員会委員長、森田委員長。

1 番（森田 瞳） はい。

議長（山岡 敏） 森田委員長。

（森田委員長、登壇）

1 番（森田 瞳） おはようございます。

それでは、平成 24 年度安堵町一般会計決算審査特別委員会、委員長報告をさせていただきます。

同決算の認定については、9 月 4 日の本会議におきまして特別委員会に付託されました、認定第 1 号：平成 24 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、去る 9 月 5 日に一般会計決算審査特別委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果を御報告申し上げます。

本委員会は、決算状況について会計管理者より決算書と重要な施策の成果を基に概要説明を受け、慎重に審査をいたしました。

歳入につきましては、当町におきまして、平成 24 年度より税務課内に徴税対策室を設置し自主財源の確保に努めており、根幹をなす町税では、町民税現年課税分、町民税・固定資産税・軽自動車税の滞納繰越分の増加で増収となりました。

増収の主なものは、地方交付税、県支出金、町債、繰越金であります。

次に歳出でございますが、コミュニティバスの運行、基幹事務電算クラウド導入による旧システムとの併用の影響、及び退職手当組合への負担金増の影響、グループホーム安堵園への補助金、障害者福祉システム、扶助費等の影響、「すこやか 2 1 計画」「障害者福祉計画」の策定、自殺対策、母子・虐待システムの構築等、社会資本整備事業等、小学校大規模改修、そして小学校の便所・給食室改修工事等、諸支出金につきまして、平成 23 年度黒字分のうち 3 億円を財政調整基金に積立し、増額となっておりますが、平成 23 年度に議員年金制度廃止に伴う一時金の影響、公債費におきまして、償還のピークが過ぎたことにより減額となっております。

歳入総額は、35 億 2,220 万 7,588 円、歳出総額は、31 億 2,976 万 1,917 円であり、歳入歳出差引総額は 3 億 9,244 万 5,671 円の黒字となっております。

このうち平成 25 年度への繰越明許費繰越額は、370 万 8 千円で、実質収支につきましては、3 億 8,873 万 7,671 円の黒字、単年度収支では、1 億 6 千、1 億 6,378 万 1 千円の資金不足となっておりますが、実質単年度収支では、3 億 34 万円の基金積立がありますので、1 億 3,655 万 9 千円の黒字となっております。

総括といたしまして、特に町民税の滞納、そしてまた、町税の件でございますけれども、徴収の努力を非常に一生懸命やっただきました。努力が実っているのが数字に表れており、またネット公売という法的手段もとっておられ、評価をいたしたい

と思います。

公共施設の各団体への使用料等につきましても見直しを考える時期であるとの回答でございました。早急に対応していただきたいと思います。

以上の結果をもちまして、本委員会は平成24年度安堵町一般会計歳入歳出決算は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

よって、議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

以上、報告終わります。

議長（山岡 敏） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

議長（山岡 敏） 質疑等はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はございませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより認定第1号：「平成24年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、起立によって行います。

認定第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） 起立全員です。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり決定されました。

議長（山岡 敏） 日程第4「特別会計等決算審査特別委員会委員長報告について」議題といたします。

去る、4日の本会議において、認定第2号：「平成24年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第7号：「平成24年度安堵町水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について」までの6議案を特別会計等決算審査特別委員会に付託したもので、委員長の報告を求めます。

特別会計等決算審査特別会計委員長、浅野委員長。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野委員長。

（浅野委員長、登壇）

2番（浅野 勉） 委員長報告、平成24年度安堵町特別会計等歳入歳出決算の認定について9月4日の定例議会で付託を受けました平成24年度安堵町特別会計等歳入歳出決算を審査するため、9月6日に決算審査特別委員会を開催し審査をいたしましたので報告します。

本特別委員会は、1、認定第2号：平成24年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、2、認定第3号：平成24年度安堵町住宅新築金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、3、認定第4号：平成24年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、4、認定第5号：平成24年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、5、認定第6号：平成24年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、6、認定第7号：平成24年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

以上の6案件について審査をしましたので、その概要について報告します。

1、国民健康保険特別会計

平成24年度の決算額は、歳入総額9億1,752万3,099円、歳出総額9億5,522万1,446円。実質収支額は3,766万8,347円の赤字ですが、単年度収支額は362万1,935円で2年間連続して黒字です。国民健康保険税の収納率は65.8%で23年度より3.9%上がるという地道な、地道な収納の成果が出ています。

2、住宅新築金等貸付事業特別会計

平成24年度の決算額は、歳入総額161万7,856円、歳出総額2,455万4,864円。実質収支額は2,293万7,008円の赤字となっています。この要因は滞納が長年にわたり累積されてきたものです。

3、下水道事業特別会計

平成24年度の決算額は、歳入総額・歳出総額ともに3億2,792万円、2万3,687円。平成23年度の決算よりも7,711万5,407円の増額。

平成24年度末における下水道整備状況は、処理区域内人口6,796人を基に算出しますと、普及率88.2%、水洗化率61.2%であり、年々着実に進展をしています。

4、介護保険特別会計（保険事業勘定）

平成24年度の決算額は、歳入総額6億71万9,225円、歳出総額5億9,965万3,466円。実質収支額は106万5,759円の黒字です。歳入における保険料の収納率は94.9%で23年度よりも5.8%上がるという地道な収納の成果が出ています。

5、後期高齢者医療特別会計

本特別会計は75歳以上の高齢者を対象として平成20年4月に創設。

運営は都道府県単位の広域連合が、連合組織が行っています。

平成24年度の決算額は、歳入総額・歳出総額ともに7,244万3,712円です。

6、水道事業会計剰余金の処分及び決算

平成24年度の水道事業収益1億5,845万4,342円、水道事業費1億4,811万8,481円、収支差引1,033万5,861円の黒字です。

このうち1千万円を建設改良積立金に積立てられました。

以上、5特別会計及び1事業会計について慎重に審査をいたしました。

本特別委員会は、平成24年度安堵町特別会計等歳入歳出決算の6案件は、全て認定すべきものと決定いたしました。

特別会計等決算審査特別委員会委員長 浅野 勉

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はございませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） 採決は、1件ずつ行います。

認定第2号：「平成24年度安堵町国民保険、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、起立によって行います。

認定第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（山岡 敏） はい、賛成全員でござります。起立全員でござります。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（山岡 敏） これより認定第3号：「平成24年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は、起立によって行います。

認定第3号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） 起立全員です。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（山岡 敏） これより認定第4号：「平成24年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は起立によって行います。

認定第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） 起立全員です。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（山岡 敏） これより認定第5号：「平成24年度安堵町介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は起立によって行います。

認定第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） 起立全員です。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（山岡 敏） これより認定第6号：「平成24年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

この採決は起立によって行います。

認定第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） 起立全員です。

よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

議長（山岡 敏） これより認定第7号：「平成24年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を採決します。

本案に対する委員長の報告は、剰余金の処分については原案可決、決算の認定については認定です。

この採決は起立によって行います。

認定第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） 全員起立でございます。

よって、認定第7号は委員長の報告のとおり原案のとおり可決及び認定されました。

議長（山岡 敏） 日程第5 発議第1号：「速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書」を議題とします。

本案につき趣旨説明を求めます。

3番（植田英和） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、植田議員。

（植田議員 登壇）

3番（植田英和） 速やかな取調べの可視化に取調べの全面録画の実現、推進する意見書。

我が国では近年、志布志事件、氷見事件、足利事件、厚労省元局長事件、PC遠隔操作事件、関わる誤認逮捕事件など、えん罪事件が次々と明らかになっている。これらの事件

において、警察・検察における取調べの在り方に大きな問題があることは疑わしい余地がとれない。

密室での取調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導等に繋がる自白強要や虚偽自白は、現在まで後は絶たない。虚偽自白によるえん罪防止のために、取調べを経て録画すること、すなわち取調べ可視の不可欠である。これにより、取調べ状況検証できる、取調べ適正化することが可能となる。

2009年（平成21年）5月から、市民刑事裁判に参加して、裁判官とともに被告人裁く裁判員制度が導入され、裁判に健全な市民感覚及び社会常識が反映されている。

裁判員である市民の意見を最大に反映し、裁判員裁判を円滑実施するためにも、取調べが適正に行われているか否かが容易に判断できるようにしなければならない。

裁判員経験者も、取調べの可視化を強く求めている。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件などの一定の事件につき、検察の裁量により取調べ全部又は一部録画がされており、また、警察庁では一般録画などの試行がなされている、未だに不十分である。速やかに、裁判員裁判対象事件にかかわらず、取調べの全過程を録画する制度、すなわち取調べの可視化を実現するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年9月13日

【提出先】

衆議院議長	伊吹文明 殿
参議院議長	山崎正昭 殿
内閣総理大臣	安倍晋三 殿
内閣官房長官	菅 義偉 殿
法務大臣	谷垣禎一 殿

奈良県安堵町議会

以上です。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論はありませんか

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより発議第 1 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） 起立全員です。

よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続きまして日程第 6 発議第 2 号：「道州制導入に断固反対する意見書」を議題とします。

本案につき趣旨説明を求めます。

1 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） 森田議員。

（森田議員 登壇）

1 番（森田 瞳） それでは、道州制導入に断固反対する意見書を発議第 2 号を朗読いたします。

このことについて、別紙のとおり会議規則第 1 2 条の規定により提出します。

平成 2 5 年 9 月 1 3 日提出

提出者 安堵町議会議員 森田 瞳

賛成者 安堵町議会議員 植田英和

意見書を朗読いたします。

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成 20 年以來、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年 4 月 15 日に、全国町村議会議長会が、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論も行わないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されたよう、されていることは誠に遺憾である。とする緊急声明を行った。さらに、7 月 18 日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し、要請したところである。したところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部において、既に道州制への移行のための改革基本法案を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっている

など、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまでの国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、安堵町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月13日

奈良県安堵町議会

【提出先】

衆議院議長 伊吹文明 殿

参議院議長 山崎正昭 殿

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理） 麻生太郎 殿

内閣官房長官 菅 義偉 殿

総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当 新藤義孝 殿

以上でございます。

議員諸氏の御賛同よろしくお願いいたします。

議長（山岡 敏） これより質疑を行います。

議長（山岡 敏） 質疑はありませんか。

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（山岡 敏） 討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） 起立全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 日程第7：「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

10番 福井 保夫 議員、

9番 田中 幹男 議員、

2番 浅野 勉 議員、

5番 島田 正芳 議員です。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間、 回答時間を含めて40分といたします。

議長（山岡 敏） 10番、福井議員の一般質問を許します。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

（福井議員 登壇）

10番（福井保夫） 10番、福井です。

まず1番目としまして、「旧かしの木台公園（住江織物寄り）の利用について」

「現在、植えている物は何ですか」、「今植えていないところには何を植えるのですか」、「収穫時はどのように、また、収穫した物はどうするのですか」、「来年以降はどうするのですか」、「公園の外側の草刈りは業者に委託していますか、業者でしているのであれば来年以降、安堵町シルバー人材センターで検討を」、「この案は誰の考えですかお伺いします。」

2番目としまして、「旧役場跡地の利用について」

昨年の9月議会で一般質問しました。あれから一年になりますが何か検討されましたかお伺いします。以上です。

議長（山岡 敏） 「旧かしの木台公園（住江織物より）の利用について」答弁を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） ただ今の福井議員の旧かしの木台公園の利用についての答弁をさせていただきます。一つひとつ終わらせていただきたいと思います。

まず、「現在植えている物は何ですか」という質問に対しましては、本年6月にサツマイモ2種類と落花生を植えました。

町長（西本安博） 通して答弁を。

産業建設課長（古川秀彦） 続いてお答えさせていただきます。

「今植えているところには何を植えるのですか」という質問に対しましては、現在、安堵町では栽培されていないもので、今後、町の特産品になりそうなものとして、県の北部農林振興事務所、農業者リーダー会議にも相談にのってもらい検討しているところです。現在名前の上がっている物としては、大和野菜や糖度20度のトウモロコシなど数種類を検討しています。

三つ目の、「収穫期はどのように、また、収穫した物はどうするのですか」という質問に対しましては、小学生の農業体験や小学校給食への利用、若干の作物は朝市に置かしていただき、住民の方々の反応もみたいと考えています。

「来年以降はどうするのですか」という質問に対しましては、先程も回答させていただきましたが、一定期間は色々な農作物の試行をしてみたいと考えております。

続きまして、「公園の外側の草刈りは、業者に委託しているのですか、業者でしているのであれば来年以降、安堵町シルバー人材センターで検討されては」という質問に対しましては、現在、かしの木公園の草刈りにつきましては職員により月2回程度刈っております。今後もできるだけ職員による直営の草刈りを行っていく予定であります。また、外部発注するのであれば検討してまいります。

「この案は誰の考えですかお伺いします」ということに対しましては、町の農産物の特産品を開発したいとの考えにより、関係者の協議により産業建設課において、農業者リーダー会議と協議し検討した案でございます。以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まず、現在植えている物は何ですかというところですが、サツマイモ2種類と落花生をということですね。で、今現在植えてないところも、今週なんかちよっと草を抜いてなんか植えてられるんですかねあれ。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） あのう、今週入って作業した分に関しましては、まだ植えておりません。草刈りの保全だけ公園内にさせていただきます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まああのう、大和野菜とか色々と検討されているようですが、やはり新しい物を植えて、失敗してもいいから、その方が今後のためになると思います。でまあ今色々と言われてますあのう第三の穀物、キヌアかなんか、世間で色々言われていますが、そういう物を植えてみるとか、また、農業者リーダーの方の協力はどの辺までいってるわけですか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 農業者リーダー会議の応援態勢につきましては、これから植える物の相談であるとか、今植えてる物に対しましてもアドバイス等いただいております。以上です。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） その、アドバイスというよりはあそこの管理という、植えてからの、まあ今もかなり植えてるところが草で覆われていますよね。あのう、きちっと植えればまた、あのう窪田でも野菜泥棒とかありましたし、あんまりあっこできちっと植えて

ない方が取られないかなあという気もするぐらい草も今生えてます。そやからその辺の、農業者リーダーの方々に植えてもらった後の管理とか、そういう方面は今後、どういうふうにしていくとかなんか対策はされてますか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 公園の管理につきましては、今年度におきましては、職員で、全力で当たっていきたいという考えであります。で、来年度以降につきましては、まだ、農業者リーダーと深い詰めができておりませんので、基本的には、相談の上でいう形で決めていきたいと思っております。以上です。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まああのう、その辺をきちっとして進めて行かないと、植えるだけで後なんにもしないと今、現状的にはまあその作物がそういう、それでもいけるのかなというような物で、またこれ手入れがはっきりいうてかなり大変やと思います。その植える物によって、その辺を今後していくにしろ、ある程度きちっと決めてから動かないと、ただ行き当たりばったりで今んところ植えとるような状況のような気がします。前回の議会、3 か月ごとになんかこっちが言うたびに、なんかちょこちょこっとその時の処理をしとんのちゃうかなっというちょっと気がしてきますね。

議長（山岡 敏） よろしいですか。

10番（福井保夫） はい。

産業建設課長（古川秀彦） はい。

議長（山岡 敏） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） まああのう、公園の実情を見ていただいて、色々な指導等受けてその都度やってるところもございますが、職員で、全力で、これからも対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まああのう、その辺をしっかりと煮詰めてから、いろんな方向、良い方向に持って行ってもらいたいと思います。とにかくあのう、植えれば手入れ、その辺をなんか考えんと、行き当たりばったりで現在は進んどのような気がします。その辺の部分をもっと管理してくれる人、そういう、まあ極端に言えばあのう老人会の人に頼むとか、でまあ収穫時は、あのう老人会また子ども達というようなこととか、その間がかなりこの前に、3か月前かな、議会の後植えられて、その後がもう今の状況見てこれどないしていくんかなという部分しか見えません。ま、その辺を煮詰めてからこういろんな、何を植えるかきちっとした物を一回出していただきたいなとは思いますが。それと、まあ、農業者リーダーの方は、まあ自分らの生活うかそっちの方があれで、なかなか手が回らないと思います。そやから、農業者リーダーの方に、またそのうあっこをできる人、管理したり、そういう人を指導していくことも考えて、ただもうなんか行き当たりばったりでは良い物もできないでしょうし、そら新しい物をするんだったら先ほども言いました、失敗していいと思うんですよね。また、気候等もどんどん変わってきてますから、それにおうたようなほんまに奇抜な物を作るとか、その計画をしっかり練ってからやっていただきたいと思います。

まあそれとあのう、草を刈るということで、今は外の方も職員の方で刈られてるみたいですが、今後、世間の情勢見ましても、年金も減ってくるというような中でまた、まあ、シルバー人材センターもできましたし、そういう中でまあちょっとでも、まだ体制がまあ整いつつあるというような状況ですが、まあその辺をちょっとまた考慮していただき、なんか仕事があればそういう方に回していただくということの検討もお願いしたいと思います。

それとまあ最後に、この案は誰の考えかということで、まあ課長が最初に出されたのか、産業建設課全員で検討されたのか、その辺をちょっと詳しくお聞かせください。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） ま、ここにも書いてますようにあのう、そういう農産物の特産品を作りたいという構想の下で、産業課の方で原案を作って進めてた案でございます。以上です。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） その辺がなんかうやむやとした回答なんです、あのう何処まで検討したのか。最初ねこれあそこのかしの木台の人から貸し農園ですか、その話を私も知らないときに聞きまして、なんか貸し農園になるいうて産業建設課の方があそこでなんかされてるときに話を聞いて、ま、そういう話も出てきたわけです最初。それに応じてこちら課長の方に聞くと、一応そういう方向ですというところからこう変わってきたわけですが、その貸し農園にしるその案は課長の案ですか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） そのとおりでございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） あのうやはり、産業建設課もかなり人数いますね。やはりその辺をこう全体でみんなで検討していくということが今後求められるのではないかなと思います。やはりはっきり言いまして、まあ案は最初に課長が出すんでしょうけど、課長のやる気とセンス、これがない人だったらどうするんですかと。やっぱり情熱等持っている人だったらいろんな案も考え、また、人の意見も聞こうとすると思うんですけどね。ま、その辺を踏まえて、今後、まあしっかりとやってください。今それ以上言いようがないです。そのまあ来年やっていくということですが、今の現状見てもちょっとがっかりしますね。この3か月間経って、芋か草かわからんような現状になつとることだけは、ちょっと言います。でまあ、この件に関してはこれで終わらしてもらいます。

議長（山岡 敏） 続いて、「旧役場跡地の利用について」答弁を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） それでは福井議員の質問にお答えさせていただきます。

前回お答えいたしましたように、安堵町の文化、観光、交流の拠点として活用して

いきたいと考えております。

そのため、文化財保護条例を制定し、文化財保護審議会により、当町でまだ眠っている、歴史的・文化的ストックを町指定する作業を進めているところでございます。

また、本町の観光の目玉でもありました富本憲吉文化資料館が来年の2月28日をもって閉館となる見込みでございます。

今後の建物と土地の利用については、明示、明確な、明確に示されておりません。

このような不確定な状況でございますので、情報収集に努め、前述の目的を達成するために、中長期的な展望で検討してまいりたいと考えていますので、御理解と御協力をお願いいたします。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） あのう先ほどの、まあ、かしの木台の公園の利用ということにも繋がると思うんですが、まあ私が思うのは、職員のみなさんにペーパーなり渡して提案という形で、まあどういうところに利用したらいいとか、そういうことも今後、いろんな意味で検討していかれたらどうかなという気がします。

あのうやはり年齢によっていろんな奇抜なアイデアも出るかもしれませんが、やはりそのままにして現状が変わらないというよりは、そういう中からまたいろんな意見を聞くという提案ですね。これはまあ私、現パナソニックですが、四年ほど松下電器におるときはもうかなり提案ということで、社員にとにかくいろんなことあれば、仕事の、普通の仕事のことでも全て、技術的なことでも提案ということで、あの会社がちょうど一番伸びるころに四年間いました。でまあそれに応じて職場で、ほんま簡単なことから、あのうほんまに技術的なことになれば、あのう製品をあれするというようなことまで提案の中で生まれてきたわけです。そやからそういう意味でもっとこう、全職員の人に提案をさせながらすれば、また今後、課がかわってもいろんな意味で良い方向に行くのではないかなというちょっと気はします。

まああのう、文化的なことということですが、あのう、建物とは建てられる、その方向がうまくいけば建てられるんですか。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川総合政策課長。

総合政策課長（堀川雅央） あのう建物も検討はしております。ただ、あのう、先ほども申しましたように、あのう記念館の状況とか、そのう、また文化財保護審議会の動きとか見えてこないの、もうしばらくその様子を見ながら進めてまいりたいと考えてお

ります。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、福井議員。

10番（福井保夫） あのう、ま、私の案ですが、あのうあそこを職員の駐車場何台か分にして、郵便局がありますがあそこもかなり混んでおります。そやからあそのところを何台か分、三台でも四台でも郵便局の方に貸すという形で、そのう職員の駐車場を何台かは向こうで駐車してもらおうと、まあ財源確保の一環としてという気もします。ま、このまま続くようであればね、何もしないようであれば、今先ほど言われたんで、まああのう来年の富本記念館の状況等見ながら、今後またいろんな方向が変わればまた良い案を出していただきたいと思います。以上で終わります。

1番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1番（森田 瞳） ちょっと今の関連、関連したちょっと質問でちょっと、あのうお許し願えません。関連したものの、今のとこで関連したら、ちょっと意見ですねけどもよろしいですか。

議長（山岡 敏） えー、ま、質問者以外のうんぬんはちょっと受け付けし難いと思います。まああのう提出者、一般質問については提出者のみということになっておりますので、今回については却下させていただきます。

1番（森田 瞳） はい、だったら、それじゃ結構です。

議長（山岡 敏） これで10番、福井議員の一般質問を終わります。

議長（山岡 敏） ただ今、11時2、3分ですね。
約10分、15分まで休憩させていただきます。

休 憩

午前11時02分

午前11時15分

議長（山岡 敏） 休憩前に続いて再開します。

続いて9番、田中議員の一般質問を許します。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） 田中議員。

（田中議員 登壇）

9番（田中幹男） 9番、田中幹男でございます。

私は、3点質問をさせていただきます。

まず一つ目に、「肺炎球菌ワクチンへの助成について」であります。

現在、小児用については国の制度で無料になっております。

現在国会でも、高齢者の肺炎球菌ワクチンについての助成について、討議がされているところではありますが、まだ決定には至っておりません。

みなさんもお存知のように、高齢になると体力の低下に伴い、最終的には肺炎で亡くなる人が極めて多いのが事実であります。その肺炎の中でもこの肺炎球菌ってのが一番の多い原因となっております。もちろん、このワクチンをやったからといって、全ての肺炎が無くなるわけではありませんけれども、かなり改善されることは明白だというふうに私は考えておりますけど、当局の考え方をお聞きしたいと思います。

2番目について、「小中学校の普通教室へのクーラー設置について」であります。

みなさんも今年の夏については、異常な暑さで大変な思いをされた方も多いかと思えます。もちろん8月に限らず、授業がある7月や9月においても大変暑く、各家庭ではクーラーが入ってるわけですから、学校においてもクーラーが必要なのではなからうかというふうに考えます。一部特別教室にはクーラーが入っておるようですけども、全国的には各普通教室へのクーラー設置が多くの自治体で進んでおります。

もちろん、家庭のクーラーと違い、それなりの大きなクーラーが設置が必要でありますし、また電気は動力が必要かと思えます。一気に設置することは難しいかと思えますけども、順次に進めていただきたいと思います。

それから3番目、「子供の医療費助成の拡充について」であります。

今までも何回となく質問をさせていただいておりますけども、現在安堵町は所得制限が撤廃をされておりますけれども、通院、入院とも小学校就学前までで県基準と同じになっており、通院で月500円、入院で月1,000円の一部負担金があります。

現在、奈良県には39市町村がありますけども、そのうち35市町村で拡大実施がされているのが実情であります。

人口減少もされてる当町としても、子どもを育てやすい環境にすることは極めて大事だというふうに考えますけれども、行政としてのお考えをお聞きしたいと思います。

どうかよろしく申し上げます。

議長（山岡 敏） 「高齢者へ肺炎きゅうきゅ菌、きゅうゆ菌ワクチンについて」答弁を求めます。

民生部門理事（磯部あさみ） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、磯部民生部門理事。

（磯部民生部門理事 登壇）

民生部門理事（磯部あさみ） おはようございます。磯部でございます。

よろしく願いいたします。

それではただ今の田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、現在予防接種法の定期接種によらない任意接種で行っており、任意接種になっておりまして、安全性の意味からも予防接種が義務付けられておりませんので、安堵町では、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種の費用助成は行っておりません。

しかしながら、近年、肺炎で亡くられる方が多く、国でも平成25年7月10日の第3回予防接種基本方針部会で検討されておりまして、予防接種法の改正に向けて、衆参両院の附帯決議で25年末までに定期接種の対象疾病に追加するかの結論が得られる見込でございます。

今後は、その、国の方針が示された時点で、健康被害の問題も踏まえ、受益者に応分の負担をお願いしながら助成を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9番（田中幹男） まあ追加するかは特にありませんけども、国会でやるようになれば、まあそれにこしたことはないわけですけども、もし国でやらないって方向が出たとしても、町として是非考えていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。はい。1番目はそれで結構です。

議長（山岡 敏） 続いて、「小学校・中学校への普通教室のクーラー設置について」答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） それでは「小学校・中学校への普通教室のクーラー設置について」田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

安堵小学校、中学校でのクーラー設置の状況としましては、特別教室の一部をはじめ、保健室、職員室等への設置をしているところでございます。

現在、安堵小学校、中学校普通教室へのクーラーの設置はしておりませんが、しかし、この数年来の猛暑の対策として、教室の風通しを良くするために、平成23年度に、小中学校普通教室に各2台扇風機の設置をしているところです。熱中症のため体調不良の児童生徒につきましては、クーラーが設置をされている保健室及び特別教室等で対応を行っていますが、猛暑期間が夏休みもあることから、今後も、扇風機の使用と、児童生徒の水分補給をはじめ、健康管理には十分な注意を心がけてまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9番（田中幹男） まあ現にあのう、クーラーの入ってる保健室や特別室について、もしそういう事態になったら、そこに行ってこう休むっていうかね、そういう対応されてるってことでありますけども。ま、今後あのう、例えば昨日なんかもう結構暑かったと思うんですね、私は自分の家ではクーラー入れましたよね、当然、学校ではクーラー入ってないわけです。で、それはやっぱり異常なことだと思いますよ。あの暑い中でとても勉強する気に私はならないっていうふうに考えますので、まあ、熱中症までいかななくても、それに近い症状の子どもさんは結構いたんじゃないかなあというふうに心配をしております。

是非あのう、良い環境でね、勉強することができることが望ましいっていうふうに思いますけども、再度教育長に考えをお聞かせ願いたいと思います。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、次年度以降も夏の猛暑日が予想されると思いますが、クーラ

一の設置につきましては、特に、設置費用等財政的な問題もあり、近々の最重要課題としては、中学校給食を実現をしていくということが最重要課題であります。

財政的な問題も含めて今後、検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

次に 3 番目の、子どもの小児医療助成の拡充についてであります。

先ほど、奈良県下 39 市町村のうち、35 市町村が拡大実施をされております。拡大実施しない町として安堵町も 4 町のうちのひとつとなっております。安堵町、河合町、高取町、十津川村が県の基準と同じであります。まあ安堵町の場合、所得制限を撤廃したってということでは県の基準とは全く同じではありませんけれども、その中でも、河合と高取町については県基準に全く同じで実施をされております。で、この間ですね、大分こう状況が変わってきてるわけです。まあ県下では、山添村の高卒までの無料化、もう既に実施をされております。また生駒郡においては、斑鳩町が中卒までの無料化に踏み切っておりますし、三郷町は 10 月 1 日より中卒までの無料化を決めております。また、平群町では来年 4 月より高校 1 年まで無料化の拡充を決定いたしております。

もうほんとに県下でも僅かな自治体しか県の基準では行っておりません。

まあ、県議会においても、特に入院の拡充について今検討がされているというふう聞いておりますけれども、安堵町にとっても非常に大事な項目になろうかというに思いますので、行政としてどうされるのかお聞きしたいと思っております。

議長（山岡 敏） 「子供の医療費助成の拡充について」答弁を求めます。

住民課長（堀口善友） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀口住民課長。

（堀口住民課長 登壇）

住民課長（堀口善友） 失礼します。

子供の医療費助成の拡充につきまして田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

乳幼児医療助成につきましては、議員仰せのとおり、本町におきましては所得制限は撤廃しておりますが、その他の制度は県の基準に準拠しております。

本町といたしましては、ここ数年来、機会があるごとに町村会を通じて県民、特に乳幼児の健康、命を守る、そういった施策は各市町村の独自の判断ではなく、少なくとも県レベルで一定の基準を設けてほしい旨の要望をしてまいりました。

今年度に入りその趣旨が理解され、県市長会構成市の代表7名、県町村会構成町村の代表者私を含む9名、並びに県保健指導課の課長をはじめとする関係者が、この制度の拡充に向けた検討会を定期的実施しております。県としての方針が示された折にはそれを見据え、本町の方向性を出していきたいと考えております。

以上でございます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9番（田中幹男） あのう今、県下の状況にして説明をしましたが、全国的に見りゃ、奈良県ってのはすごい遅れてんですよ。奈良県全体がね、これでもね。奈良県より条件の良い県は41県あります。悪い方の6、7県の中に奈良県入ってる状況なんですよ。実際にはね。ですから、その中でまた遅れてってことなら、もう全国最低レベルといっても過言ではないっていうふうに私は思います。

例えばあのう、群馬県ではね、9年からもう実施してんですよ。もう4年前ですか。まあ財政的にはもうそう変わらないかもしれません。で、当初、そんな無料、ここは全県で中卒まで無料です、群馬県。で当初、そんなことやったら受診料がもっと増えて大変なことになるっていうふうに心配されました。ところが実態は全く逆になったんです。受診料が減ったんですよ。軽いうちに直すから減るんです。こういう考え方しないとね、私はあかんかなあというふうに思います。

で、まあ、群馬県っていうのは大澤さんって人が知事をやられておりますけども、こんなふうに言っております。「小さいときから健康に気を配っていれば、大人になったときや老後も健康に過ごすことができ、医療費も抑えられます。」これがやった結果なんです。で、そういう視点に立てばですね、もう安堵町でもやらざる得ないってのが状況になってるっていうふうに私は思いますので、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

町長（西本安博） はい。

議長（山岡 敏） 町長。

町長（西本安博） それでは自席から失礼いたします。

今、田中議員、田中議員あのうおっしゃったこと、決して否定するわけでもございません。健康ということに関しましては非常に大事なことだと思います。で、あのう

そのことは十分認識はしております。しかし、先日来の決算委員会等々で色々数字を論議しておりました。この小さな自治体でございますので、なんとか黒字を出して県税財政を維持しております。そして、喫緊の課題は教育長申し上げましたように、中学校給食を何とか軌道に乗せる。そしてそこで大きく財政負担が出ておりますので、これを数年かけていかに処理するか、ということが私ども今、安堵町の一番大きな財政問題でございます。今のこの田中議員の御要望の、御要望というんですか、御質問の他にも色々他の議員さんからも話を聞いております。これも、しかし、この中学校給食の財政処理が先決だということでお待ちいただいているのが実情です。その辺のこともこの中学校給食での財政処理ができれば次に取組んでいき、何とか、あの黒字体制を維持していきたい、これ私の本音でございます。大切なことだと思いますが、今しばらくちょっと財政との処理を見ながら、今後の検討課題にさせていただきます。以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ奈良県との条件もあるんですが、支払い方についても今、自動償還払いってということで、一旦窓口で受診料を全額払った上で一部負担金を、通院 500 円、入院 1,000 円を差し引いたものが後で振り込まれるっていう制度になっております。

ところが、全国的にはもう 36 都道府県で現物払いってことで無料です。最初から病院が自治体に請求するっていう形になっております。この辺についても、お金がなかったら受診できないってことに繋がってくわけですので、是非私は検討をお願いしたいという気持ちです。その辺も結局無料なってても、窓口に一旦払うってことになれば、現金がなければお医者さんの診断を受けることは残念ながらできません。ですからもう、奈良県より 41 都道府県で、奈良県を上回る条件でこの事業が実施されておりますので、本当に必要だというふうに私も思いますので、生駒郡でも財政が厳しい、平群町においても中卒までの提案に対して町側が一切上乗せをし逆提案で議決がされたっていうふうに聞いておりますので、是非、実施に向かってお考えいただきたいというふうに思います。以上でございます。以上で発言終わります。

議長（山岡 敏） これで 9 番、田中議員の一般質問は終わりました。

議長（山岡 敏） 続いて 2 番、浅野議員の一般質問を許します。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） 浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2番（浅野 勉） 議席番号2番、浅野でございます。

本日は一般質問、2点の準備をしております。

まず、一般質問1点目、「安堵町総合計画の進捗について」

平成23年度から平成33年度までの10年間で新しいまちづくりの基本的な指針とするため、第4次安堵町総合計画が策定されました。こういう冊子になっておりますので、あの方の住民の皆様方も多分御覧になったのではないかなあとと思います。

（「冊子を提示」）

当総合計画は、町民にまちづくりの目標を明確にし、町民自ら安堵らしい生活スタイルを創造し、築き上げていくことを目的としています。

最初の3年間は実施計画期間として、毎年度の事業の評価と検証を行いながら、事業の進行管理を行う期間となっております。

現在、平成23年度の開始から、1年6か月が過ぎようとしていますが、平成24年度の事業の評価と課題の見直し、及び今後の事業展開について御説明をお願いいたします。これが1点目の質問でございます。

一般質問2、「小泉苑のU字溝の改修について」

毎年、小泉苑自治会では、住民の奉仕作業により、まちのU字溝の泥上げ作業を継続実施してきました。2年前の平成23年9月の一般質問で、小泉苑の溢水の現状をお話しし、町行政の御支援をお願いしたところ、今後十分に検討をしますという回答をいただきました。今年になり、過日、雨天の日にU字溝が完全に詰まり、路面冠水をした区域がありました。雨天の中、自治会員、役員の手作業により、長い鉄を使い通水をさせました。現在小泉苑では、小雨でも路面に水があふれ通行困難になる箇所が多くなっています。さらに、雨量の多い日には、冠水のため緊急自動車が通行困難になるぐらい水位上昇の箇所ができます。最高45cmの水位の上昇箇所がございます。

雨が降るたびに冠水により、冠水による通行遮断箇所ができ、住民としては不安な生活しております。

今後は、U字溝の改修、点検のための測量及び、勾配の修正工事等の対策をお願いいたします。

以上2点、よろしく願いいたします。

議長（山岡 敏） 「安堵町総合計画の進捗について」答弁を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀川総合政策課長。

（堀川総合政策課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） 失礼します。

それでは安堵町総合計画の進捗状況についてお答えいたします。

基本計画を効果的に実施するため、短期的、具体的な実施計画を策定し、事業の進行管理を行うとなっておりますが、国や地方の厳しい財政状況により、特に地方においては少子高齢化や人口減少等により税収の落ち込みは深刻な状況となっております。

したがって当町においても、全てを具体化するには多大な費用を伴うため、実施計画の策定には至っていません。

しかし、緊急に、早急に実施しなければならない具体的な事業については、一定の予算化はしているところでございます。

今後も財政状況を見据えながら、さらに基本計画実現に向けて努力してまいりたいと考えています。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） ただ今答弁の中で、具体的な事業というお話しがございました。

ではどのような具体的な事業を行っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） 堀川総合政策課長。

総合政策課長（堀川雅央） 一例ではございますが、平成24年度、25年度の予算におきまして、第1章 生きがい、第1節、学校教育におきましては、小学校の大規模改修、児童生徒自立支援としてスタッフを配置、また中学校給食実施に向けた施設の概算ではございますが、建設費用を計上いたしました。第2節、生涯学習・スポーツレクリエーションにおきましては、各クラブ活動への支援、発表会の場の提供、中央公園体育館のトレーニング機材の更新等をいたしました。第3節、地域文化におきましては、文化財保護条例を制定し、文化財保護審議会を立ち上げ活動経費を計上いたしました。

第3章 心地よさ、第2節、道路交通におきましては、住民の利便性向上のために、コミュニティバス・地域公共交通タクシーの運行を実施いたしました。

第4章 力強さ、第2節、商工業に関しましては、大和まほろばインターチェンジの

一部開通により、住民の利便性ははるかに向上したことを実感いただいていると思います。来春全面開通の見込みであり、これからの商工業の発展が見込まれ、産業の振興の起爆剤になるものと考えています。ホームセンターの立地もこの影響によるものと考えています。また、担当者レベルではございますが、大和郡山市、川西町と共に、大和まほろばインターチェンジ利活用協議会を立ち上げ、大和まほろば工業ゾーン構想について協議を始めています。また、第5章のまちづくり推進、第1節、みんなが進める協働のまちづくりといたしましては、遷都1300年祭を契機に、住民の方々が主体となって、盆踊り大会や安燈会、芋煮会など多くの事業を企画立案し、毎年継続して実施していただいております。また町が策定する様々な計画や行事には、住民の方々の、方々に積極的に参加していただけるよう努めています。これらの取組により、まちづくりに積極的に参画していくという気運が高まってきています。

以上のように施策に取り組んでいるところでございます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） ただ今、総合計画実現に向けての、具体的取組につきましては御説明をいただきました。では、評価につきましてはどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川総合政策課長。

総合政策課長（堀川雅央） 具体的な事業の評価と課題の見直しにつきましては、決算審査等でいただきました御質問や御意見、住民から直接いただいております意見等を参考にして、次年度の予算にできるだけ反映させてまいりたいと考えています。

以上のように、第4次総合計画の実現に向けて鋭意努力してまいりますので、議員各位におかれましても、御理解、御協力をお願いいたします。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） 第4次安堵町総合計画は、安堵町のまちづくりの大きな指針であります。

町議会といたしましても、毎回議会だよりの表紙に掲載をさせていただいております。安堵町民の皆さん方とともに勉強をしながら、まちづくりを推進していきたいと思

います。以上で安堵町総合計画の進捗についての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山岡 敏） 次に「小泉苑のU字溝の改修について」答弁を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） 浅野議員の質問にお答えさせていただきます。

小泉苑自治会におきましては、日頃より側溝等の維持管理に努めていただきありがとうございます。過日、U字溝の詰まりの件を伺い現地調査をさせていただきました。

今回、水路の詰まっていた場所を含め他の箇所状況を調査した結果、他の箇所でも堆積土が多く、また、暗渠となっているため手作業では困難であると判断し、暗渠の浚渫ができる業者に依頼する方向で事務を進めております。そして、現在のU字溝につきましては、バキューム車により水路の機能回復を図っていきたいと考えております。以上です。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野議員。

2番（浅野 勉） 今般、産業建設課の現地調査により、U字溝の排水不良箇所を多く発見していただきましてありがとうございます。

現在、業者によるバキューム機器の使用により改修が進められること、本当にあのうれしく思います。小泉苑は発足以来46年目を迎えました。今回はじめてバキューム業者の清掃により入っていただけるということ、ほんとに心強く町の御支援に感謝をしていきたいと思っております。今後とも、手入れの改修を、またしていただけることをお願いいたしまして、よろしくお願いたします。

本日の私の質問をこれにて終わります。ありがとうございました。

議長（山岡 敏） これで2番、浅野議員の一般質問は終わりました。

議長（山岡 敏） 続いて5番、島田議員の一般質問ですが、「小泉苑の溢水問題について」関する問題は、先ほど浅野議員から質問がありましたので、質問内容が重複しないよ

うに注意しながら質問をお願いします。

それでは質問を許します。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、島田議員。

（島田議員 登壇）

5 番（島田正芳） おはようございます。議席番号 5 番、島田正芳でございます。

私は、2 点を一般質問させていただきたいと思います。

まず 1 番目、「小泉苑の溢水問題について」

過去 20 年以上の論議がされておりますが、一向に小泉苑の溢水問題は改善の余地がないとのことで現在に至っておりますが、そこで次の 3 点についてお伺いします。

1 点目、過去において、なぜ溢水問題解決のための水路改修等ができなかったのか。

2 点目、過去において東側水路に排水のための管路を設置されたのに、先方の抗議で埋めてしまった経緯について。

3 点目、平成 21 年度浸水対策基礎調査についてコンサルに委託され、平成 22 年 3 月末に報告の納品がありました。報告書の結果は小泉苑の溢水問題は現状のままで不可能であるとの報告書の成果について、その後どう処理されたのか。以上 3 点です。

続きまして 2 点目、「笠目新家地区の下水道について」

現在の笠目新家地区の下水道について、今後の計画及び進捗状況についてお伺いします。

以前の一般質問の答えの中で、現地調査測量が終わり次第に、現地の道路間係及び権利関係の調査をした後、設計業務の委託を行い、業務が完了次第できるところから工事施工を行っていくとのことでした。今日、現在設計業務が委託されておるということは、道路間係、権利関係等の問題点が提起されており、これからそれを解決していけばよいということですね、ことでしょうか、それをお伺いいたします。

以上 2 点です。

議長（山岡 敏） 「小泉苑の溢水問題について」答弁を求めます。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） 古川産業建設課長。

（古川産業建設課長 登壇）

産業建設課長（古川秀彦） ただ今の島田議員の質問にお答えさせていただきます。

3点につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目、過去に何故、溢水問題が解決のための、すいません。溢水問題解決のための水道改修ができなかったかという御質問に対しまして、団地東側の水路につきましては、大和郡山市椎木水利組合の管理水路であったため、あるため、安堵町としては関与できませんでした。また、団地より椎木の水路に流れ込む5箇所、暗渠水路も大きくできませんでした。以上です。

また、二つ目の、過去において東側水路に排水のために管路を設置されたのに、先方の抗議により埋めてしまった経緯についての質問に対しまして、過去の経緯につきましては、平成9年5月に、直径30cmの暗渠を50cm角のBOXカルバートに大きくする改修工事を行ったところ、椎木の水利組合より抗議を受け、また工事の中止の申し出がなされました。断面を大きくすることにより椎木の田畑に浸水被害が起こった場合の補償問題等により、椎木との協議の結果、元の30cmの暗渠に戻さざるを得ませんでした。三つ目の、浸水対策基礎調査について報告書の結果は、小泉苑の溢水問題は現状のままで不可能であるとの報告書の成果について、その後どう処理されたのかという問題、質問に対しまして、溢水問題の解決に向けては、昨年度には団地東側水路の流下能力の向上のため、素堀水路をコンクリート製の水路に改修、またコンサルの対策案にもありました、団地内道路側溝を適所で連結し、雨水が広く分散するように改修するなどの対策を行ってまいりました。しかし、根本的な解決には至っておりません。現在、2市町にまたがる岡崎川内水問題として、奈良県に対し解決のための方策を要望しているところでございます。上流の大和郡山市とも連携をとりながら解決に向け進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、島田議員。

5番（島田正芳） 1番目と2番目の、これは椎木水利組合、自分ところの水路であるということで反対されたということで、これはあくまでも現状で話をされた結果だと思えます。ここで私非常に残念に思うのは、底地、あのう地籍調査とか、現状の登記調査とかがされた後でこれをされたら、もっと違った方向を向いてあったと思われれます。

3点目のあのう、水路改修についてですけども、これ境界明示はされておるのでしょうか。

産業建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（山岡 敏） 古川産業建設課長。

産業建設課長（古川秀彦） 上流側の水路改修につきましては、現地隣接所有者また、郡山市とも立会さしていただいて、行なわせていただいています。境界隣地という形での書類作成には至っておりませんが、以上です。

5番（島田正芳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、島田議員。

5番（島田正芳） せっかくそのような機会が、地元役員及び隣接者全部立会していただいたということで、まあ公文書に残るような形でされた方が、今後、色々な諸問題がでてきた場合にも出していただけることで、そういう方向を考えていただけたらと思います。

この小泉苑地区は、地籍整備がされた明治7、8年の地租改正以前から、農地として水稲栽培が行われ、小泉苑造成直前まで続いておりました。この地区は、地形から、西は高い水路の井手川、南は中池、東には椎木土地改良区の全面管理する問題の水路、この地域として最重要な水路に水利権、排水権を持たないで、まるで他人任せな農業をやってきたということになります。元来、この地区会、行政会の場所には各々が管理する地元の地籍図に、登記所が管理する地籍図にも水路が双方に表示されており、接伴水路となっていることが私の過去の経験からも多々あります。

今までにおいて、今までにおいては一方の地籍図のみで、当方のものであると思われていたのではないのでしょうか。そして原点に戻り、水路の周辺の土地調査からはじめ、この地区の水路関係を見直していただきたい。今より改善される方向になると思います。ただ大幅な溢水改善は、現在働きかけていただいております奈良県に働きかけていただきたいと思います。

今後とも地域住民のため、現状が1日でも早く改善されるようよろしく願いいたします。以上です。

議長（山岡 敏） 次に「笠目新家地区の下水道について」答弁を求めます。

事業部門理事（北門康幸） はい、議長。

議長（山岡 敏） 北門理事。

（北門事業部門理事 登壇）

事業部門理事（北門康幸） ただ今の島田議員の御質問についてお答えいたします。

現在の笠目新家地区での下水道の計画及び進捗状況についてですが、島田議員の御指摘のとおり、笠目新家地区の詳細設計業務を発注済みであります。設計業務の進捗

状況は、公図調査等を行い測量平面図へ反映しているところであり、その図面ができましたら下水道本管の計画ラインの詳細を入れる予定をしております。今年度中に詳細設計業務が完成いたしますので、来年度から工事施工が可能な箇所から順次施工をしていきます。また、私道については、従来懸案事項であった権利関係書類が整理できた工事箇所から施工する予定でございます。

いずれにしても、斑鳩町の進捗に合わせて施工する地区でもあり、今後、斑鳩町と協議しながら下水道整備をしていきたいと考えております。以上でございます。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、島田議員。

5 番（島田正芳） 今回は下水道のための、土地権利調査と下水道の設計業務を同時に発注されたということですね。新家地区にある公道はもちろん、私道全てに調査がされ、下水道接続の適意がわかり、該当者に手続き等の周知徹底とともに、新家地区内下水道接続工事が準則に進展されるようお願いいたします。また、現時点から工事完了まで、地元住民に下水道工事の進捗状況がよくわかるように、広報等によってでも定期的に周知方をお願いいたします。以上です。

議長（山岡 敏） これで5番、島田議員の一般質問を終わります。

議長（山岡 敏） これで一般質問を終結します。

議長（山岡 敏） ただ今の時間12時02分です。

これより休憩をとります。1時から再開したいと思いますので、議員の皆様方、行政側の皆さんよろしくお願ひします。

休 憩

午後12時02分

午後 1時00分

議長（山岡 敏） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第8：「議員派遣について」を議題といたします。

議会運営委員会の説明を求めます。

1 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） 議会運営委員長森田議員、委員長。

（議会運営委員会 森田委員長 登壇）

議会運営委員会委員長（森田 瞳） 議員派遣について申し述べます。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記 1. 目的、全国でも珍しいユニークな「京都式選べるデイサービス個別ケア」について。2. 地域公共交通、バス・タクシーについて。次、伝統的建造物を活用した歴史と文化のまちづくりなどについてでございます

2. 派遣場所は京都府宮津市宮村「天橋の郷」そして、鳥取県八頭郡智頭町智頭「智頭町役場」

派遣期間は平成25年10月29日（火）翌30日（水）

議員派遣 森田、浅野、植田、中本、島田、松田、松本、山岡、田中、福井。

各議員、全議員の予定でございます。どうぞよろしく皆さん方御了承賜りたいと思います。以上でございます。

議長（山岡 敏） お諮りします。

ただ今、森田議会運営委員長から報告がありましたとおり、議員派遣については、会議規則第122条の規定により決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、決定いたしました。

議長（山岡 敏） 日程第9：「総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長から、委員会において所管の事務の事件について、会議規則第69条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（山岡 敏） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（山岡 敏） 日程第10：「文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長から、委員会において所管事務の事件について、管轄、会議規則第69条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（山岡 敏） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（山岡 敏） 日程第11：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長から、議会において所管事務の事件について、会議規則第69条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（山岡 敏） お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（山岡 敏） 日程第12：「諸般の報告」を行います。

議会からは2点、報告がございます。

去る8月30日の議会運営委員会で諮られ、決められたことにつきまして報告させていただきます。

1点目は、議会運営についての一般質問についてですが、まず、一般質問の通告の期限について、これまで本会議の開会日までであったのを、開会日10日前までに行うということにします。

締切時間は16時で、変更はございません。

次に、一般質問の時間についてですが、時期についてですが、これまでは、最終日に行っていましたが、会期の2日目に行うことにします。

これら2点の変更の適用は、本年12月議会からとしますのでよろしくお願いいたします。

2点目は、去る7月29日、30日に、東京都で開催された町村議会広報研修会へ議員派遣をいたしました結果について、浅野議会議員、議会だより編集委員長より報告をしていただきます。

（浅野議員 登壇）

議会だより編集委員長（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、浅野議員。

議会だより編集委員長（浅野 勉） それでは議員研修につきまして報告させていただきます。

去る7月29日（月）、30日（火）の2日間にわたり、第78回町村議会広報研修会が東京都千代田区平河町のシェーンバッハ・サボーで開催されました。

安堵町からは、議会だより編集委員会4名全員と事務局の2名が出席しました。

出発日29日の早朝の奈良は小雨模様でしたが、昼過ぎに到着した東京の空は雨が上がっていました。北は北海道、南は沖縄から全国の都、道、県から149町村の広報担当者600数十名が参集しました。私達は予定よりも早く会場に入室でき、各自指定されている座席に着席。早速、当日の資料の確認。各町村から持ち寄られた広報紙・議会だよりに目を通すと、カラー刷りで1部が16ページ構成の冊子が多く発行回数も100号を超えるものが多くありました。資料提供された各議会からの広報紙は、長年にわたる継続発行による予算枠の暦年の獲得と、広報編集にける各スタッフの方々の御努力に頭の下がる思いがいたしました。今回集められた広報紙の中の数紙は、翌日の広報クリニックの校正用資料として使用されました。

1日目、定刻の午後1時から3つの講座が順次開催。

第1講座は、「わかりやすく、ふさわしい日本語」

講師は、人間文化研究機構国立国語研究所研究情報資料センター

専門職 山田貞雄氏

〔講演要旨〕

・広報紙に求められている日本語は、「美しさ・正しさ」よりも「わかりやすい・ふさわしい」日本語の使用が重要である。

「わかりやすく」とは、技術的な工夫であり、「ふさわしく」とは、何を書くか、どのように記述するか等の工夫が大切である。広報と読者の距離感の二つについて、「距離感①」とは読者が手に取った時の目と紙面との物理的な距離。それは活字の大きさ、小見出し、挿絵・イラスト・写真等の工夫について。

「距離感②」とは、言語表現上の発信者と読者の距離。

内容として、敬意表現や親しさ、語り口、外来語の使用、役所用語や議会用語の解説・説明等、広報紙作成において、日常の住民生活と紙面を結ぶ心理的な距離を取り除くための工夫が必要になる事を語られました。

第2講座は、「広報紙面デザインの基礎知識」

講師は、武蔵野美術大学教授 長澤忠徳氏

〔講演要旨〕

早速、大学教授らしい講義が始まり、学術・業界用語のタンジブル (Tangible) メディアとインタンジブル (Intangible) メディアという言葉を知っていますか? と会場に問いかけられ、会場は一瞬沈黙。

タンジブルとは実体・有形物で触知・認知可能なものをいい、インタンジブルとは実体が無く・無形で触知ができない事象のことである。

広報紙はタンジブルなものである。ホームページ掲載の広報等はインタンジブルなものである。つまり、同じ情報でも広報紙の様な紙ベースの印刷物は、住民の誰にでも直接手にとってもらえて伝えられる情報手段であると話されました。

また、印刷物や紙等に書かれた物は、情報の記録系として、「時間メモリー」「空間ヒストリー」として、いつまでも残存するものであると教えられました。

広報紙作成のポイントとして、書体の基礎知識。②フォーマットと紙面のベクトル。③構成要素とエッジ・ラインを揃える。④構成センスの良いレイアウトのために。⑤色彩センスの良い見栄えのために。⑥読ませる、魅せる、広報媒体づくりのために。等次々とプロジェクターを使用した映像が大画面で紹介され、先生のテンポの良い話術と話題に会場も益々和やかになり楽しく拝聴することができました。

第3講座は、「議会だよりの撮影方法と表現方法」

講師は、日本写真家協会会員 川西正幸氏

〔講演要旨〕

【撮影理論】

1、議会だよりと写真の関係。2、スナップ撮影は、自然な表情を速写する。3、フレーミングは大胆に、被写体を切り取る。4、構図は繊細に画面構成する。5、アングルは撮影者の感動を伝える。6、絞り値で背景のイメージを変える「被写体深度」。7、測光モードを使って、光と影がつくる立体感を演出する。8、三種類のオート露出モードの

使い方。9、フォーカスモードとフォーカスロック。

【撮影方法】

A、人物撮影は、笑顔の中に躍動感を写す。B、自然な表情を表現する人物のフレーミング。C、子どもの仕草に躍動感や楽しさを写す。D、集合写真は、笑顔の中に連帯感を写す。E、室内撮影。F、野外の撮影。G、スナップ撮影時は肖像権に留意する。

以上、写真撮影時の専門的な技術や工夫についての講義がありました。

2日目は、議会広報クリニック講座。

講師は、グラフィックデザイナー 長岡光弘氏

全国から本研修会に参加した代表議会からの広報紙クリニック（診断）が開催されました。

全国から寄せられた各広報紙は、いずれも力作・自信作が提出されたものと思われましたが、さらに見やすい紙面にするために、次々と赤ペンが入れられ、校正されたものが画面に映し出されていきました。

本日の講師長岡氏のグラフィックデザイナーとしてのプロの視点と技能に敬服すると共に、今後発行する「安堵町議会だより」に大きな啓蒙を受けました。

以上、2日間にわたる広報の研修会を受講し、広報紙の持つ意義と役割、また広報紙発行についての技術的な要件も研修することができました。今後は、本研修会で学んだことを「安堵町議会だより」の発行に生かし、さらに編集委員一同、創意工夫をしながら町民の皆様方にわかりやすい情報の提供ができるように鋭意努力を重ねて行きたいと思いました。

以上、議会だより編集委員会委員長浅野勉。

以上報告とさせていただきます。

議長（山岡 敏） はい、委員会、広報委員会の委員の皆さん御苦勞様でございました。

議長（山岡 敏） 続きまして行政報告を行います。

楮山教育長より申し出がありましたので、これを許します。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） 教育長の楮山でございます。

お許しをいただきまして、教育委員会安堵町歴史民俗資料館より、開館20周年記念天誅組と伴林光平特別展開催と講演会の御報告と御案内をさせていただきます。

お手元の、に資料にありますように、この冊子資料でございます。

（「冊子を提示」）

本年は、天誅組の変が起こって150年の節目の年であり、また歴史民俗資料館が開館20年の節目の年にあたることから、これまで見いだされた資料をもとに、天誅組の変や資料館である今村家とゆかりの深い伴林光平の姿と、安堵町との関わりについての特別展や講演会を開催をいたします。展示期間は9月18日から10月31日まで。

講演会は10月の19日土曜日であります。

場所は、展示ですが歴史民俗資料館で。講演会についてはカルチャーセンターとなっておりますが、福祉センターに変更をさせていただいております。

後日、各議員の皆様には御案内をさせていただきますが、特別展や講演会に是非御来場いただきますようお願いをいたします。

これで報告を終わります。ありがとうございました。

議長（山岡 敏） これで諸般の報告を終わります。

議長（山岡 敏） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第3回安堵町議会定例議会を閉会いたします。

閉 会

13時19分
